

尾張都市計画地区計画の決定（稲沢市決定）

都市計画法立西光坊地区計画を次のように決定する。

名 称		法立西光坊地区計画				
位 置		稲沢市平和町法立西瀬古下、平和町法立柳場、平和町法立下出、平和町西光坊 枅上の各一部				
面 積		約 1. 8 ha				
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、必要な基盤整備により土地利用を促進し、立地条件を活かした良好な住環境の維持・向上を図ることを目標とする。				
	土地利用の方針	必要な地区施設を位置付け、周辺の既存市街地と調和した良好な居住環境の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	未接道地を有する脆弱な都市基盤解消に向けた新設道路の整備と、既存道路を有効活用した拡幅整備を行うことで、安全で利便性の高い市街地の形成を図る。				
	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮し、本計画の目標の実現のため、建築物の用途の制限を行う。				
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路 1 号	約 4 m	約 47. 0m	計画図表示のとおり
			道路 2 号	約 4 m	約 44. 0m	計画図表示のとおり
			道路 3 号	約 6 m	約 23. 0m	計画図表示のとおり
			道路 4 号	約 4 m	約 110. 0m	計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅で事務所、工場を兼ねるもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住以外の用途に供する床面積の合計が50㎡以下のものを除く。） 2. 事務所（1. に該当するものを除く。） 3. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの			

			4. ホテル又は旅館 5. 自動車教習所 6. 畜舎 7. 工場（1. に該当するものを除く。） 8. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	備考	道路整備、配置は計画図表示のとおり	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

利便性に優れ良好な市街地形成をするため、地区計画を定めるもの。